

区分・種別	県指定有形文化財（彫刻）		
名称	もくぞうじゅういちめんかんのんりゅうぞう 木造十一面観音立像 1躯		
所在地	四国中央市金田町		
所有者	三角寺	管理団体	
指定年月日	昭和40年4月2日		
解説	<p>三角寺は、法皇山脈の中腹、標高360mの高地に位置する高野山真言宗別格本山で、四国八十八か所の65番札所である。</p> <p>本尊の十一面観音菩薩立像は、像高168cm、ヒノキの一木造で、内割りはなく、髪部は墨彩し、天冠台下の地髪部分のみ緑青彩で、他は漆箔が施されている。地髪の一部、裳先の衣端、両足先に若干の損傷があるが、衣文などは、ほぼ造像当時のものを残している。像容は古様を伝え、面相部の重厚な肉どり、臍部の厚く張りのある力強い感じ、衣文の刻み、裳の折り返し、裾部の翻波に似た彫りの深い衣文の趣等からも、製作は10世紀も早い時期のものと考えられている。同像は秘仏で60年に1度甲子の年に公開される。前回、公開されたのは昭和59（1984）年であった。</p>		